

## 伊勢原市こども・若者の居場所づくり推進事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、こども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で、健やかに育まれるための環境づくりを推進するため、学校や家庭以外の居場所の1つを確保するこども・若者の居場所づくり推進事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、伊勢原市とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる地域団体、社会教育団体等に委託し、又は協働事業として実施することができる。

### (事業内容)

第3条 市長は、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) こども・若者が地域社会で安全安心に過ごすことができる居場所を確保する事業
- (2) こども・若者に様々な体験、交流、学習活動等の機会を提供する事業
- (3) こども・若者と地域の大人との積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、こども・若者が地域社会で健やかに育まれるための環境づくりを推進するために必要な事業

### (事業の愛称)

第4条 事業の愛称は、「わかばリビング」とする。

### (実施施設)

第5条 市長は、公民館やコミュニティセンター、自治会集会施設等の地域コミュニティ施設で事業を実施するものとする。

(対象者)

第6条 事業の対象者は、0歳から18歳までのこども・若者及びその保護者とする。ただし、実施内容によって、概ね30歳までの者を対象にすることができる。

(実施日及び実施時間)

第7条 市長は、実施施設の管理者と協議を行い、放課後や学校休業日等において実施日及び実施時間を設定するものとする。

(費用負担)

第8条 こども・若者は、無料で事業に参加できるものとする。ただし、教材等が必要な場合、市長は、実費相当額の費用徴収ができるものとする。

2 自治会集会施設等の地域コミュニティ施設を利用して事業を実施する場合における施設管理者と市との費用負担については、双方の協議により決定する。

(こども活動指導員)

第9条 市長は、こども・若者の活動の見守りや遊びの指導等を行うため、こども活動指導員を配置するものとする。

2 こども活動指導員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) こども・若者の活動の見守り
- (2) こどもの遊びの指導
- (3) こども・若者からの相談対応
- (4) 行事・イベントの企画及び運営
- (5) こども活動サポーターとの連携・協力
- (6) その他事業の実施に関し必要な事項

(こども活動サポーター)

第10条 市長は、地域住民や地域団体等の中からこども活動サポーターを募ることができる。

2 こども活動サポーターは、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) こども・若者の活動の見守り
- (2) こどもの遊びの指導
- (3) 行事・イベントの企画及び運営
- (4) こども活動指導員との連携・協力
- (5) その他事業の実施に関し必要な事項

3 こども活動サポーターの申込みをする者は、こども活動サポーター申込書（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。

（守秘義務）

第11条 こども活動指導員、こども活動サポーター、その他事業関係者は、その信用を失墜させるような行為をしてはならない。

2 こども活動指導員、こども活動サポーター、その他事業関係者は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第12条 事業に関する事務は、こども・若者の居場所づくり推進事業主管課において行う。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和8年3月18日告示第47号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

